

男鹿市条例第27号

男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

男鹿市営住宅条例（平成17年男鹿市条例第184号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
1 市営住宅					1 市営住宅				
住宅の位置	住宅番号	構造及び面積	建築年度	戸数	住宅の位置	住宅番号	構造及び面積	建築年度	戸数
(略)					(略)				
男鹿市北浦西黒沢字東山47番地6	114号から125号まで	簡耐平 34.00m ²	S46	12	男鹿市北浦西黒沢字東山47番地6	114号から125号まで	簡耐平 34.00m ²	S46	12
男鹿市船川港南平沢字越名坂27番地84	138号から145号まで	簡耐2階 39.50m ²	S47	8	男鹿市船川港南平沢字越名坂27番地84	126号から137号まで	簡耐2階 42.74m ²	S47	12
(略)					男鹿市船川港南平沢字越名坂27番地84				
2 共同施設					2 共同施設				
(略)					(略)				
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。